

# オランダの農福連携の取り組みについて

岡山彩子

## Cooperation between Agriculture and Welfare in the Netherlands

Ayako OKAYAMA

**Key Words:** ケアファーム, 農福連携, 障害者, オランダ

### 1. はじめに

近年, 農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取り組みが盛んになっている。

農福連携推進会議 (内閣官房所管) において, 2019年6月4日に決定された「農福連携等推進ビジョン」によると, 農福連携とは, 農業と福祉が連携し, 障害者の農業分野での活躍を通じて, 農業経営の発展とともに, 障害者の自信や生きがいを創出し, 社会参画を実現する取組であり, 年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや, 障害者の生活の質の向上等が期待される取組みである。

障害者の就労において, その形態は, 大きく分けて2つある。ひとつは, 農業経営体あるいは特例子会社と障害者が, 労働契約を結んで働く「一般就労」の形態, もうひとつは, そのような働き方が難しい障害者らの就労で, 福祉施設が農園等を活用して就労機会を提供する「福祉的就労」の形態である。福祉的就労には, 農業経営体から作業を受託する場合もあり, 農業経営体が経営する圃場で作業を行う施設外就労もそのひとつである。

奈良県内において, 一般就労では, 常勤雇用を行っている農業経営体そのものが少なく, 障害者を雇用している農業経営体数は限られている。福祉的就労では, 福祉施設が自ら管理する農地等で農業を行う事例が多く, 農業経営体からの作業受託の事例は少ない。

その理由として, 就労における障害者への対応等, 障害(者)に関する理解が進んでいないことや, 農業経営体と福祉側との間で, 作業内容や作業量についての調整が難しいと考えられていること等が挙げられる。

さらに, 「農福連携等推進ビジョン」では, 農福連携を, 農業分野における障害者の活躍促進の取組に

とどまらず, ユニバーサルな取組として, 農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに, 高齢者, 生活困窮者, ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援, 犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ, 捉え直すことも重要とされている。なお, これを広義の意味での農福連携といい, 日本で急速に広がりつつあるのは狭義の意味での農福連携である (濱田, 2018)。

こういった背景の下, 奈良県での農福連携の取り組みの今後のあり方を考察する上で必要な知見を得るため, 農福連携の先進国であるオランダのケアファーム, 障害者就労等について, 先行研究や各種データから概要を調査するとともに, 奈良県農業研究開発センターの平成30年度海外研修 (高度な研究を支える人材養成事業) により, 2019年1月29日から2月7日にかけての10日間, オランダのケアファーム等を訪問して調査したので, その概要を報告する。

### 2. オランダの農福連携について

#### 1) オランダ農業の概要

オランダの人口は16,870千人, 国土面積は九州とほぼ同じ大きさで, そのうち約44%にあたる1,840千haが農用地である。ライン川下流の低湿地帯に位置し, 国土の4分の1が海面より低い干拓地で, ほぼ平坦な地形である。2013年の農業経営体数は約67,000であり, うち乳牛・肉牛等の家畜経営が約36,000, 耕種経営が約12,000, 園芸経営が約9,000である。狭い国土を有効に活用し, 施設園芸や畜産を中心に, 小さな経営面積でも高い収益をあげることができる農業を振興し, EU市場を中心に輸出している。

農産物の輸出額は909億ドルの世界第2位で, 輸入も輸出額の約3分の2に相当する額にのぼり, 加

工貿易や中継貿易が盛んである。施設園芸では、トマト、パプリカ、キュウリ、花き等が生産され、経営体数は減少している一方、トマト、パプリカでは10ha以上の温室も一般的になってきており、経営体の淘汰と大規模化が進展している(農林水産省大臣官房国際部国際地域課, 2017)。

## 2) オランダのケアファームの概要

オランダの農業は、高度な技術を駆使した先進的な施設園芸で大規模化が進む一方で、従来の小規模で農業生産上の競争力の乏しい農業経営体が、農業の多面的活動を行っており、その活動のひとつとしてケアファームが普及している(植田・坂本, 2019)。

濱田(2018)によると、オランダのケアファームとは、広義の意味での農福連携にあたり、「農業生産者が農の活動機会(サービス)を障害者に提供し、その対価として報酬を得るといったもの」であり、「ケアファームに取り組む農業生産者は小規模な家族経営が多いため、農業収入とともにケアファームによる収入が大きな柱となっている」という。

ケアファームの数は、2013年時点では874経営体であるが(Statistics Netherlands, 2014)、調査先の園主らによると、2019年1月時点ではオランダ国内に1,400~1,500のケアファームがあるといい、急速に増加している。

ケアファームの収入は、公的な健康保険等から、利用者の日常生活を支援するプログラム提供に対する報酬として受け取っている。長期療養サービスを中心に利用者へ現物給付される特別医療費保険から受け取る場合と、利用者へ現金給付される個別ケア予算を通じて利用者から直接受け取る場合がある(植田・坂本, 2019; 濱田, 2018)。

現地ケアファームの園主らによると、特別医療費保険は、地域ごとに組織されるケアファーム組合を通じて各自治体から支払われる。この組合は、ケアファームに対して定期的に監査を行うとともに、自治体への提出書類の作成代行も行っている。さらに、高度な教育を受けた福祉の専門家が組合に常駐し、ケアファームに対してケアプログラム作成に関する助言や、利用希望者とのマッチングを行っている。これらの取り組みが、ケアファームの質の維持向上に寄与しており、ケアファームと利用者との円滑なマッチングにも大きな役割を果たしていると考えられる。

オランダで調査したケアファームは、この同じ仕

組みの上であっても、受け入れ対象やサービスの目的・内容などは様々であった。さらに、この仕組みによらない、日本の一般就労にあたる障害者らの雇用の事例もあった。これらのオランダでの農福連携の取り組みについて、医療費保険に基づくケアファームと、医療費保険に依らず、かつ、障害者らが賃金を得る就労に分類して紹介する。

## 3) ケアファームの事例

### (1) アムステルダム郊外 ワイン生産農園「Amusteltuin」

【利用者】認知症患者

【サービスの目的】居場所提供・リハビリ

【利用者の作業内容】農作業(軽作業)・室内ゲーム

園主は、障害者施設に勤務していた妻との結婚を機に、2006年、脱サラしてブドウ栽培を開始し、翌年よりケアファーム部門として障害者を受け入れるデイケアセンターを農園内に開設した。さらに2009年には、農園内で貸会場事業も開始した。農園の管理、ワイン製造販売、貸会場事業は園主が、デイケアセンターの管理運営は妻が行なっている(第1図、第2図)。



第1図 ワイン生産農園「Amusteltuin」のブドウ畑



第2図 ワイン生産農園「Amusteltuin」内部の建物(デイケアセンター兼貸会場)

農園の経営面積は1.5ha、ワイン生産量は年間約5,000ℓである。デイケアセンターは、週に4日運営し、利用者は12~14人/日で、利用回数は利用者によって異なる。自治体からデイケアセンターへの報酬は、利用者1人あたり50~75ユーロ/日(1ユーロ=約125円, 2019年1月)で、この農園の収入割合は、ワイン販売5%、ケアによる報酬60%、貸会場事業35%である。

デイケアセンターは当初、若年の精神障害者対象の復職支援プログラムを実施していたが、2011年、国の制度変更により、このプログラムが特別医療費保険の対象外とされたことから、以後、認知症患者の居場所提供やリハビリを行っている。

スタッフは、経営者夫婦のほか、ケア部門の雇用者3人、ボランティア20人である。ボランティアの人数の多さに驚かされたが、他の調査先ケアファームでも同様の傾向があった。ボランティアは、利用者と一緒に作業をするほか、送迎バスの運転など幅広い業務を行っている。オランダは、ボランティア活動が盛んで、労働力人口におけるボランティアの割合は、世界でもトップクラスであり(小野, 2005)、ボランティア活動が生活の中に根付いている様子が見えたとした。

また、企業からの寄付も多く、この農園のデイケアセンター利用者用の送迎車には、車体表面いっぱいに企業広告が掲示されている。園主によると、よいケアファームには、寄付する企業のイメージも向上するため、多くの企業からの支援が寄せられる(第3図)。

なお、オランダのケアファームは、障害者の居場所提供やリハビリが目的で、障害者の所得向上はほとんど考慮されず、利用者が農作業を行っても工賃は



第3図 ワイン生産農園「Amusteltuin」内デイケアセンターの送迎用車両

支払われない。その背景には、障害年金で月額賃金の75%が最低ベースとして所得保障されるなど(公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 2018)、障害者に就労による所得の上乗せがなくても生活が保障されていることがある。

## (2) 北ホラント州 畜産・野菜生産農園「De Marsen」

【利用者】 障害者(主に知的障害者・自閉症)

【サービスの目的】 就労訓練

【利用者の作業内容】 農作業・農産物販売業務等

園主は、農業専門学校やセラピスト養成学校を卒業しており、農業を行う福祉施設での勤務や、別の地での共同経営者とのケアファーム運営、ケアファームを対象としたコンサルタント業務の経験をもつ。その後2013年に、元々ケアファームだった農園を買い取って新たに開設したのがこのケアファームである。

経営面積は17haで、牛、豚、鶏の飼育のほか、野菜栽培を行い、生産物を園内の直売所や市場で販売している。ケアによる報酬は1日あたり40~80ユーロ/人であり、年間の収入割合は、農産物販売が30%、ケアによる報酬が70%である。

利用者は、知的障害者や自閉症の比較的軽度の人を中心に25名で、この農園で技術を習得して一般就労を目指している。園主が利用者に求めることは、責任感を持つこと、仕事であるという意識を高く持つこと、周囲の人と仲良くすることである。

スタッフは、経営者と従業員合わせて6名と、ボランティアやインターンが1日あたり2名の計8名である。ボランティアやインターンが少ないのは、利用者の混乱を減らすため、日々の入れ替わりを最小限にしているためである。

利用者の作業内容は、家畜の管理、野菜栽培管理、直売所運営などである。利用者が主体的に作業を行い、従業員らは障害者の作業を補助するというコンセプトで運営されている。園主は、「利用者の短所をケアするだけでは不十分なだけでなく犯罪にあたる。利用者の力を引き出すことが重要」との考えであった。具体的には、農業機械を使うことなく、利用者が手作業で飼料の運搬ができるよう牛舎の改良等を行うなどのハード面から、利用者に肩書きを与えて部門のリーダーに据えるなどのソフト面まで、さまざまな工夫がされていた。

園主と一緒に農園内を案内してくれた利用者の1人であるA氏は、この農園に来て5年あまりで、農

園内の施設や家畜、作業内容をひとつおり説明できるようにであった。最近、役職名がつき、年下の利用者の指導も行っているという（第4図）。

A氏を含め、利用者の活動は、農園の運営や売上げに一定の貢献をしていると考えられるが、やはり工賃は支払われていない。

なお、開園以来6年間で一般就労を果たした利用者は40名のうち5名である。

今回の調査対象の中では、最も就労訓練の色合いの強いケアファームであった。



第4図 畜産・野菜生産農園「De Marsen」の直売所

### (3) 南ホラント州 ラン生産農園

#### 「Zorgkwekerijbloei」

【利用者】自閉症，知的障害者，過食症

【サービスの目的】居場所提供・リハビリ

【利用者の作業内容】農作業（軽作業），カードゲーム等

3代続くラン生産農園で、経営面積1.35ha、ラン生産量年間45万鉢である。2016年、障害者施設に勤務していた現在の園主の妻が、出産を機に退職し、障害者の居場所提供やリハビリを行うケア部門を立ち上げ、園主がラン生産を、妻がケア部門を担当している。

登録されている利用者は18歳から80歳までの20名で、重度の自閉症の人が7～8割、その他知的障害や過食症の人もある。1日あたり15名ほどが利用している。新たに利用希望者が現れたら面接をするが、麻薬やアルコール中毒者、暴力を振るう人、盗癖のある人以外は受け入れている。ハード面の問題により車椅子利用者は受け入れている。

運営は、園主夫妻と、ケア業務の経験がある人など6名の従業員、多数のボランティアで行われている。経営主や従業員、ボランティアは、年1回以上、

ケアに関する講演会に参加するなど資質向上に取り組んでいる。質の高いケアの提供を目指すとともに、ケアファーム組合が3年に1度実施する監査に合格するためである。

利用者の1日のプログラムは、9時に始まり、午前と午後にそれぞれラン生産に関わる軽作業とカードゲーム等のレクリエーションを1時間30分ずつ行い、16時に終了する。園主らは、人の集中力が持続するのは1時間30分と認識しており、1時間30分ごとに活動内容を変更している。

ラン生産に関わる利用者の作業内容は、誰にでもできる簡単な作業に切り分けてあり、訪問した日は、ラン苗を移植するポットをトレーにセットする作業等が行われていた（第5図）。

さらには、もぎ取り園づくりのためのリンゴの定植作業も行われていた（第6図）。もぎ取り園は、ケアファームとしての取り組みやランの生産販売について周辺にアピールし、訪問者を増やすための取り



第5図 ラン生産農園「Zorgkwekerijbloei」の作業室  
移植用ポットの準備作業をしている



第6図 ラン生産農園「Zorgkwekerijbloei」の露地ほ場  
もぎ取り園づくりのためにリンゴの苗木の定植作業を行っている

組みである。ほかにもケアファームの展示会への出展や、農園を近隣住民に開放するなど積極的な広報活動で、周囲からは、重度の障害者を受け入れている良い農園とのイメージが定着しているという。

この農園でも利用者に工賃は支払われず、居場所の提供とリハビリが目的である。農園の収入割合は、ラン生産が85%、ケアによる報酬が15%で、徐々にケア部門の収入の割合を増やしている。今後、より安定した経営のためにケア部門の収入割合を20%まで拡大させる方向である。

#### (4) ヘルターラント州 複合農業農園

##### 「Boerderijparadijs」

【利用者】平日：高齢者 週末：自閉症や注意欠陥・多動性障害（ADHD）の子ども

【サービスの目的】高齢者：居場所の提供、生活リズム維持 子ども：療育

【利用者の作業内容】農作業、農産加工、木工、調理、ゲーム

園主は、大学で農業を学び、ケアファームに対し農業生産に関するコンサルタントをしていた男性である。福祉を学び、障害者施設に勤めていた妻とともに、農園の移譲を受けてケアファームを2006年に開始した。

現在、牛35頭、豚200頭、鶏9,000羽を飼育し、1haのほ場では、イチゴや様々な野菜が栽培している。すべてオーガニックの認証を受けている（第7図）。レストランや直売所も農園内で運営されている（第8図）。

登録している利用者は、高齢者が35人、自閉症などの精神障害のある子ども（5～18歳）が100人である。平日は高齢者（週に2～3日ずつ）、週末は障害のある子ども（月に1回ずつ）を1日あたり25人受け入れている。遠方からの利用者も多く、子どもの宿泊利用を中心にキャンセル待ちが出るほどの人気である。

経営者のほか、従業員はソーシャルワーカーや教師、看護師、介護士等25人で、ボランティア60人、インターンの学生25人が活動している。

この農園では、「普通の生活、普通の農業の中で、障害者でもやること、やれることがある。障害者は病人ではない。普通の人として平等に扱われるべき」と考えられており、全ての利用者が何らかの役割を持って作業を行っている。

農園の開設当初、農地は荒廃し、生産基盤が弱か

ったため安定した農業収入が得られず、収入はケアによる報酬のみであった。政策転換によっては、ケアによる報酬が減額される可能性もあることから、ケアによる報酬に頼らない経営を目指して農業部門の強化を図ってきた。現在は、農業収入とケアによる報酬がほぼ同程度になっている。農園の規模から農業収入は最大に達したと判断されており、今後はこの状態を維持、もしくは、定員に満たない一部の平日の利用者を増やす程度となる。

各種の専門職員が多数いて福祉施設の色合いが強いが、一方で農業所得向上に力をいれていることが、今回の調査対象の中では特徴的であった。



第7図 複合農業農園「Boerderijparadijs」の野菜ほ場



第8図 複合農業農園「Boerderijparadijs」のレストラン内部

#### (5) ワーヘニンゲン州 酪農「De Hooilanden」

【利用者】精神障害者（精神障害者施設退所後）

【サービスの目的】施設退所後の居場所提供・症状の維持改善

【利用者の作業内容】農作業・室内清掃作業等

チーズ加工や直売所運営、貸会場事業も併せて行う牧場である（第9図、第10図）。2005年に経営安

定のために精神障害者を対象としたケア部門を導入した。地域内では最初にできたケアファームで、ケアに関する知識がない状態からの出発であった。ケア部門開設当初は、障害者との接し方がわからず、さまざまな困難があったが、自治体やケアファーム組合の支援を受けて、障害に関する専門知識や事務に関する知識の習得を図ってきた。

利用者を精神障害者に限った理由は、車椅子対応のような大がかりな改装が不要であったことに加え、地域内に精神病院があって退院時の良好な状態を維持するための場所が求められていたからである。地域の課題を知る地元農家ならではの判断といえる。

現在、利用者は18歳から70歳までの13人で、運営は経営者夫婦、事務員1名とボランティア1名で、週3日受入れを行っている。

活動の内容は、牛舎の掃除や給餌、利用者の休憩室



第9図 酪農牧場「De Hooilanden」の牛舎  
活動日には利用者が牛の世話をする



第10図 酪農牧場「De Hooilanden」の貸会内部

の掃除、状態の良い人は農業機械の運転等である。

ケア部門の収入は、自治体から支払われる利用者1人あたり10ユーロ/時間の報酬と、利用者が負担する1人あたり80~100ユーロ/月の利用料である。

また、納屋等を改装して貸会場事業を開始するため飼養頭数を90頭から80頭に縮小してリン酸塩排出権\*を譲渡し、資金を調達した。

これらの制度を活用した投資により、収入割合は、現在、酪農部門60%、ケア部門25%、貸会場部門15%となっている。今後は、質を落とさないためにケア部門の拡大は行わず、貸会場部門の収入を上げたい意向である。

牧場主によると、この牧場はケアファームになったことで経営が安定したが、一方で、近隣では6戸が経営の悪化から廃業したという。

#### 4) 障害者等の就労（直接雇用）事例

##### デンハーグ市 マッシュルーム生産農園

###### 「Haagsezwam」

【就労者】精神障害者、生活困窮者（長期失業者等）、就労困難者（移民等）

【就労者の業務内容】マッシュルームの栽培管理と配達、コーヒーかすの収集

IT企業のマネージャーだった女性が退職して、2016年に立ち上げた農園で、デンハーグ市が管理する空きビルの一室（200㎡）でマッシュルームを生産している（第11図、第12図）。園主がマネージャー時代、様々なものが簡単に廃棄されることや、障害者等を人材として十分活用できていないことへの違和感を覚えたことが、農園を立ち上げるきっかけとなったという。

事業内容は、市内のオフィスから出るコーヒーかすを収集し、袋に入れて培地にして行うマッシュルームの生産と販売である。障害者等は、マッシュルームの栽培管理のほか、自転車で市内の企業等を回り、コーヒーかすの収集とマッシュルームの配達を行っている（第13図）。

ここは、障害者等には給料を支払っており、居場所の提供やリハビリを目的とするケアファームではない。就労者は10名で、精神障害者や長期失業などによる生活困窮者、オランダ語ができず就労が困難な移民等である。このうち4名は直接雇用し、最低

\* リン酸塩排出権とは、乳用牛のふん尿に含まれるリン酸塩の排出量がEUの基準値を超えないように抑制するとともに、土地に立脚した酪農への移行を推進するためのオランダの制度で、牛を手放すことで金銭に換えることができるしくみ。新規就農や規模拡大したい場合はこの権利を購入することになるが、このとき、排出権の10%は税金のように徴収され、政府が運営する「リン酸塩銀行」に移管される（独立行政法人 農畜産業振興機構調査部、2018）。



第11図 マッシュルーム生産農園「Haagsezwam」が入るビル外観



第12図 マッシュルーム生産農園「Haagsezwam」窓の奥が培養室



第13図 マッシュルーム生産農園「Haagsezwam」のあるビル内

コーヒーかすの収集とマッシュルームの配達に出かけるために、農園のあるフロアから自転車とともにエレベーターに乗り込む

賃金以上となる 1500~1,600 ユーロ/月の給料が支払っている。ほかの 6 名は、政府から委託されて受け入れている人で、政府が生活を保障しているので給料を支払う必要はないものの、働く動機付けのためにお小遣いを支給している。

園主によると、近い将来の構想として、ビルの空き室でなくコンテナを活用して賃料を抑制しつつ規模を拡大すること、特別支援学校卒業生を採用するなどして就労者を増やすこと、マッシュルームをコロッケの具材などの加工品に利用することによって需要拡大することを目指しており、営利目的の企業として、事業拡大の意向を持っていた。

### 5) 障害者施設への作業委託事例

#### 北ホラント州 大規模施設園芸農園「Besoekagriport」

【施設外就労者の作業内容】パプリカの収穫

オレンジパプリカ 30ha およびスナックトマト 10ha を経営する大規模施設園芸農園である。繁忙期には、ポーランド等からの労働者約 200 人を雇用している。2016 年半ばから 2018 年までの 2 年半にわたり、パプリカの収穫作業等を障害者施設に委託してきた。しかし、調査時（2019 年 2 月）には、委託を終了していた。

農園の経営者の妻で、農園専属の案内会社の社長によると、農園と障害者施設との関係は良好で、「お互いにハッピーだった」が、制度改正で 2019 年より作業委託による施設外就労が認められなくなり、就労を継続するには障害者も健常者と同じ条件で雇用することが必要となった。この条件では、経営者側はコストが高くなりすぎ、障害者はプレッシャーが大きくなりすぎることから、障害者雇用を断念した。

前年までの施設外就労の状況を確認した。就労者は毎回 8~10 人で、精神障害者、発達障害者のほかアルコール中毒等で就労が困難な人たちである。委託の内容は、「1 日で 15 畝分を収穫すること」で、作業や休憩の時間は障害者施設側に任されていた。障害者施設側に支払われる委託料は、1 日あたり 300 ユーロであった。

なお、健常者が 1 畝を収穫するのにかかる時間は約 1.5 時間とのことなので、この事例では 1 日で健常者 2.8 人分の作業量を委託していたことになる（ $1.5 \text{ h/人} \times 15 \text{ 畝} \div 8 \text{ h/日}$ ）。オランダの 23~64 歳の最低賃金が 72.83 ユーロ/日（2018 年 1 月 1 日時点）（独立行政法人労働政策研究・研修機構，2018）であることと比較すると、1 日あたり 4.1 人分の委託料を支払っ

ていたことになり、作業量に比較して高い料金を支払っていたようである。



第14図 大規模施設園芸農園「Besoeakagriport」

### 3. まとめ —オランダの農福連携の特徴、日本の農福連携との相違点と共通点—

オランダのケアファームは、広義の意味での農福連携の取り組みである。つまり、利用者は、障害者だけでなく、認知症の高齢者、長期失業者、移民等と幅広く、その目的は、居場所提供やリハビリ、就労訓練であって、一般的に農業生産の向上を目指していない場合が多い。しかし、その運営は公的な医療費保険で支えられているため、利用者の負担はごく小さく、ケアファームには相応の報酬が支払われていた。

この報酬が農園の経営安定に寄与するだけでなく、直売所や貸会場事業の運営拡大につながり、農園の近隣住民に対するイメージアップの効果もあった。

また、ケアファームは、先述のように、障害者等が働いて所得を得る場ではなく、「居場所」や「就労訓練の場」であり、障害者等の生活そのものは、障害年金等で保障されていた。

この点について、日本の場合は、障害者の自立や社会参加を促すことが重視され、一般的に障害者が年金だけで生活を成り立たせることは難しく、就労による所得の獲得や向上が求められている。そして、就労可能な障害者は、一般就労においては、企業等に勤務し、最低賃金適用除外申請によって能力に応じた給料を得ることが可能であり、福祉的就労においても、福祉事業所において、工賃の獲得や向上の取り組みが積極的に行われている。しかし、オランダでは、障害者も健常者と同じ条件で雇用される必要があることから、大規模施設園芸「Besoeakagriport」

の事例のように、就労できない場合があった。

この障害者らの所得獲得に関する点が、今回の調査から見た日本とオランダの農福連携の違いのひとつであった。生活の保障があるとしても、自らの力で所得を得ることは喜びにつながると思われるが、オランダにおけるこの点に対する考え方について、今回の調査では確認することができなかった。

農業経営の面からみても、オランダのケアファームでは、障害者は、労働力として生産活動への寄与をあまり期待されていないのに対して、日本では、障害者も労働力として活躍されることが重視されており、日本とオランダでは対照的であった。

さらに、オランダのケアファームは数を増やし、既に、設置数よりも質・プロフェッショナルを育成することに力をいれる段階に入っている（植田・坂本，2019）が、それには、ケアファームと障害者をつなぎ、ケアファームを支援する組織として、地域ごとにあるケアファーム組合の寄与が大きい。一方で、日本では、農業側と福祉側双方の理解や知識、両者をつなぐ仕組みの不足等が要因となって農福連携の取り組みが十分に進んでいない。

このような相違点がある一方で、オランダのケアファームと日本の農福連携の取り組みは、農業経営体の経営を安定させ、営農を継続・拡大することで地域農業や農村の景観を維持することに寄与し、ひいては地域振興に貢献している点において共通していた。

近年は、日本においても、農業経営体と障害者をつなぐマッチングコーディネーターや、農業版ジョブコーチの育成が重視されるようになってきたが、農業経営体による障害者雇用や障害者施設への作業委託が進み、さらに幅広く経営の発展にも寄与するものになっていくためには、オランダのケアファーム組合のような安定した支援組織が必要と考えられる。

### 4. 謝辞

この度の現地調査で、ともに行動し、見識を深めるさまざまな助言をくださった京丸園株式会社の総務取締役 鈴木緑氏と鈴木万裕子氏、一般社団法人ノーマ・ポートの代表理事 高草志郎氏と高草恵莉氏、農研機構西日本農業研究センターの中本英里博士に感謝申し上げます。特に、鈴木緑氏には、現地との事前調整でもご尽力をいただきました。厚くお礼申し上げます。中本博士には、帰国以降も様々な助言



をいただきました。深くお礼申し上げます。

また、オランダ在住のワーヘニンゲン大学学生 吉田茂氏には、現地のケアファームのみならず、オランダの農業や生活について紹介・説明していただきました。厚くお礼申し上げます。

## 5. 引用文献

独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部. “オランダ, 乳用牛のリン酸塩排出権システムの運用を開始”. 独立行政法人農畜産業振興機構.

2018-01-12.

[https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01\\_002104.html](https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_002104.html), (参照 2019-07-24).

独立行政法人労働政策研究・研修機構. データブック 国際労働比較 (2018年版). 独立行政法人労働政策研究・研修機構. 2018. 308p.

濱田健司. 農福連携の可能性～農福+α 連携と農生業が地域を元気に～ 第7回オランダの農福連携～全体概要～. 厚生福祉. 2018, 6415, 2-4.

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構. “世界の年金情報 各国の年金制度 オランダ”. 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構.

2018-07.

<https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/Holland2018.pdf>, (参照 2019-08-21).

農林水産省大臣官房国際部国際地域課. “オランダの農林水産業概況”. 農林水産省. 2017-11-3.

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_gaikyo/nld.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_gaikyo/nld.html), (参照 2019-08-21).

小野昌子. 「有償ボランティア」という働き方—その考え方と実態—. 独立行政法人労働政策研究・研修機構. 2005, 55p. (労働政策レポート Vol.3).

Statistics Netherlands. Statistical yearbook of the Netherlands. 2014, 145p.

植田剛司, 坂本清彦. “オランダのケアファーム: 支える制度の概要と事例調査から”. 農村と都市を結ぶ. 2019, 811, 27-37.